

仕 様 書

1 件 名

非常照明用直流電源装置（東棟用）更新工事

2 場 所

東京都八王子市南大沢4丁目5番地
救急救命東京研修所

3 工事契約期間

契約日から～平成31年3月22日（金）までの間とするが、研修生が不在となる以下の期間を優先して、工程を計画すること。

- ① 平成30年8月20日（月）～平成30年8月27日（月）
- ② 平成31年1月21日（月）～平成31年2月1日（金）
- ③ 平成31年3月12日（火）～平成31年3月22日（金）

4 工事内容（詳細は別添工事内訳書を参照）

- (1) 整流器盤（充電装置及び負荷回路への制御装置等。）の更新
- (2) 蓄電池（蓄電池盤は既設流用のため蓄電池のみ。）の更新
- (3) 新設搬入据付調整工事
- (4) 既設盤の撤去

5 適用規格

消防法適合品でかつ下記の規格に準拠するものとします。

- ・日本工業規格（JIS）
 - ・電気規格調査会標準規格（JEM）
 - ・日本電機工業会規格（JEM）
 - ・電池工業会規格（SBA）
- ※ 昭和48年消防庁告示第2号「蓄電池設備の基準」（平成24年改正）に適合すること。

6 作業条件

- (1) 電気を遮断して工事をする場合、日数はできる限り少ない日数となるよう事前調整すること。
- (2) 作業時間は原則8：30～17：00（時間延長は別途協議）
- (3) 工事開始前に工程表を提出し担当者と協議すること。
- (4) 在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適正な養生を行うこと。
- (5) 新設・既設機器については、工事の際に保管が必要となるもので、研修

所が認める最小限の機器について、当研修所内に保管可能（養生のこと。）

- (6) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (7) 工事にあたり、主電源の開閉時には、電気主任技術者の立ち会いを要することとし、工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。
また、事故発生の場合は速やかに係員に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (8) トイレは使用可能、電気及び水道は支給するが、分電盤等の設置は請負者側の負担とする。

7 官公庁等への各種届け出事務

官公庁等への法令に基づく各種届け出等が必要なものについては、各種届け出事務及び手続き事務連絡の代行を実施するものとする。

8 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に係員の検査を受けること。（取り付け後、外観点検及び運転試験を行うこと。）
- (2) 工事施工業者は、工事記録（不可視箇所については写真撮影）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し2部を救急振興財団に提出すること。

9 瑕疵担保責任

工事施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償にて行うこと。

10 その他

この仕様書に明記のない事項、または疑義が生じた場合は、すみやかに係員の指示をうけること。

11 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。